「ゾーン３０」の設置にご理解とご協力を

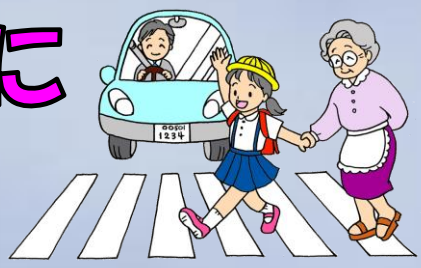

「**ゾーン３０**」は、小学校や生活道路等に設置し、通行車両の速度を抑制して、歩行者等の交通事故防止を図っています。

「**ゾーン３０**」を設置する要望地域がありましたら、**敦賀警察署交通規制係**までお問い合わせください。

～「ゾーン３０」設置地域～

敦賀市

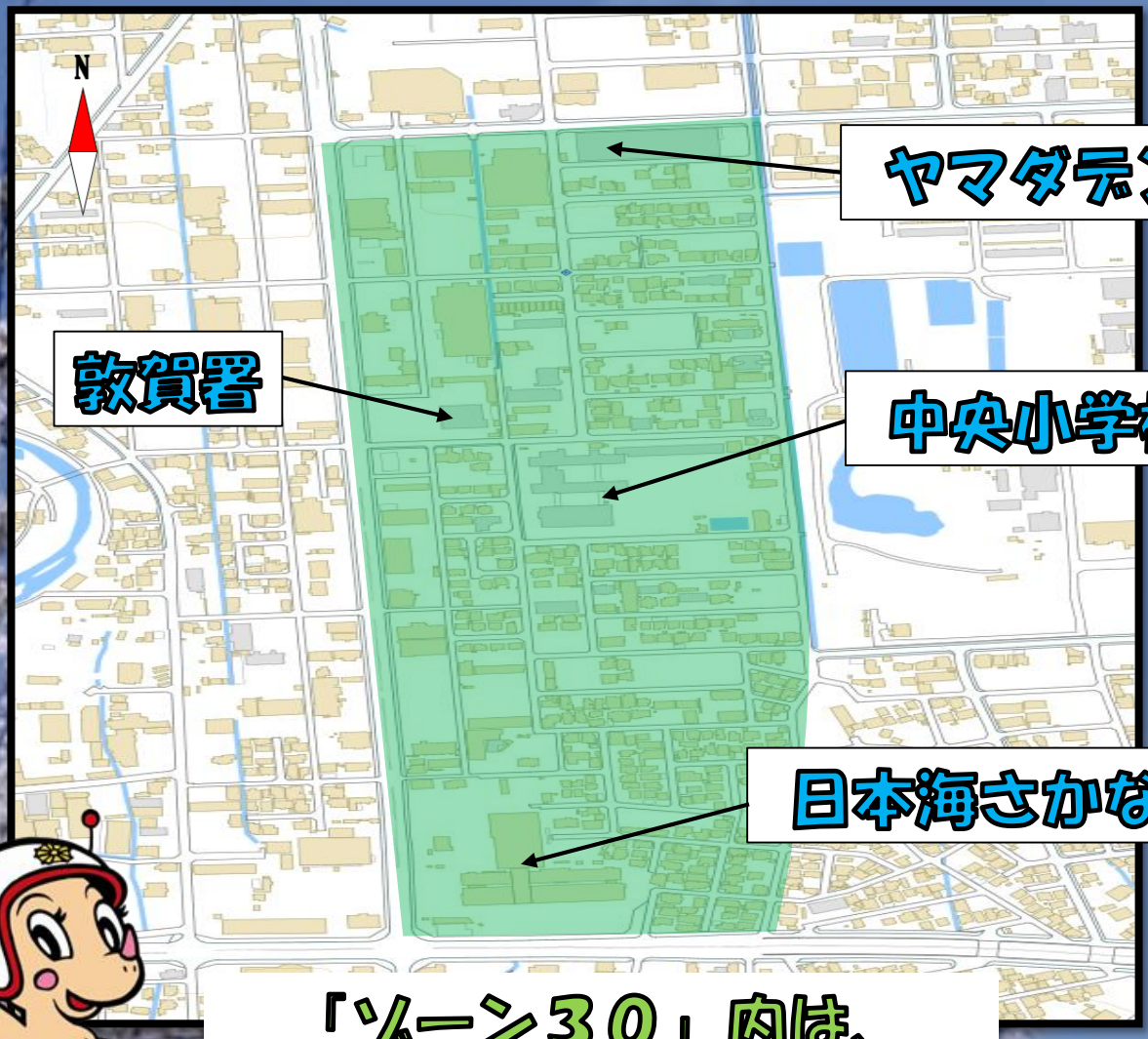

「ゾーン３０」内は、速度を落として、歩行者に注意しましょう。

美浜町

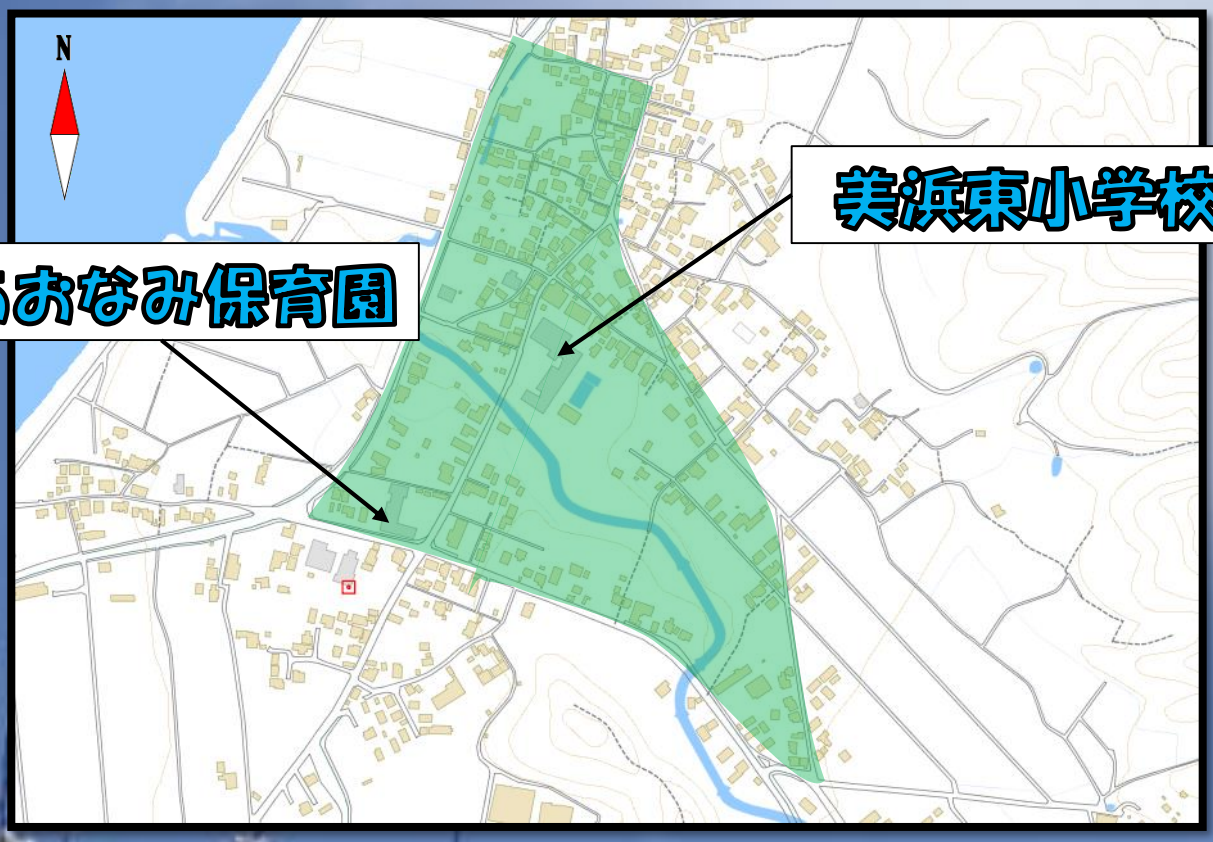

若狭町

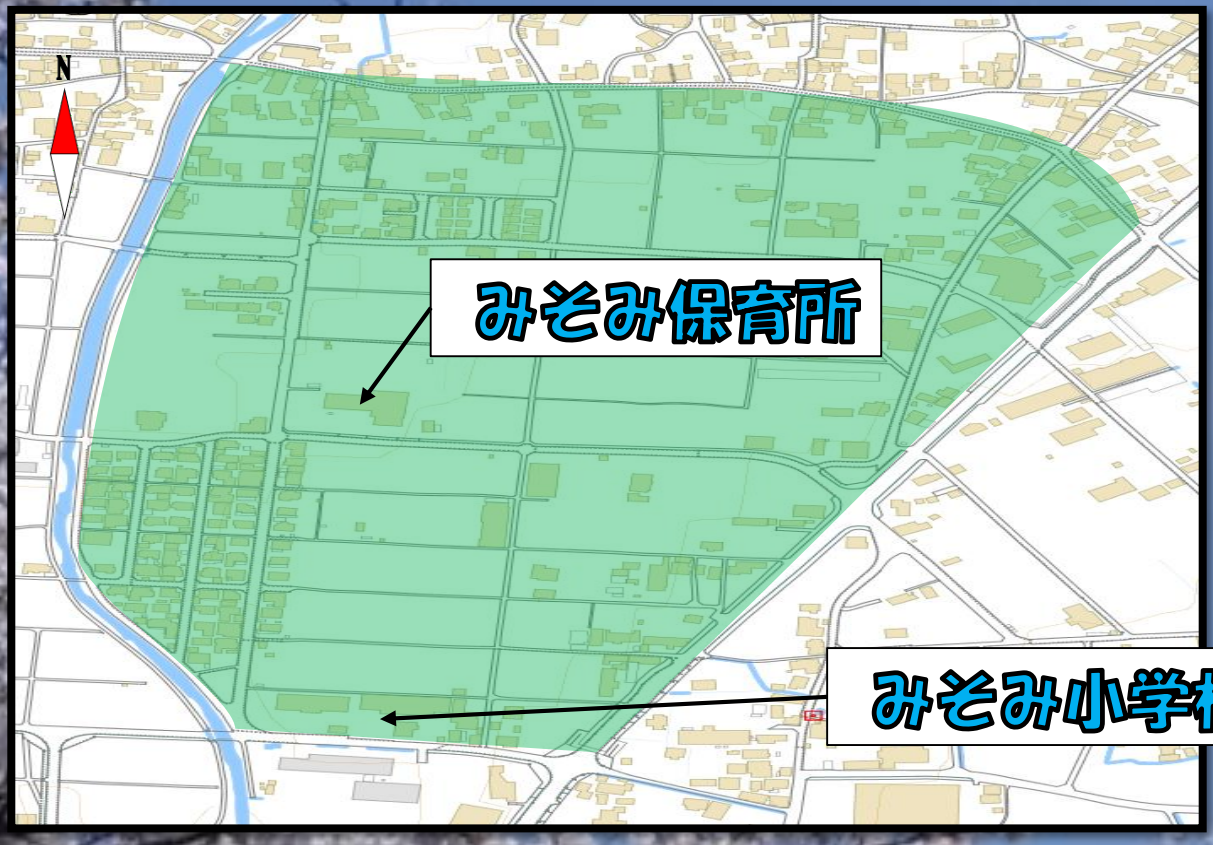

「ゾーン30」とは？

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速３０キロの速度規制等を実施して、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

中央小学校周辺「ゾーン３０」主な対策内容

○　ゾーン入口に、最高速度３０キロの専用標識及び路面標示を設置し、ドライバーに、ゾーンの入口を明示しました。

○　ゾーン内に、最高速度３０キロの区域規制を設定するとともに、路側の設置や拡幅を行い、中央線を抹消しました。

ゾーン30 Q&A

Q１　「ゾーン30」の速度規制は、一般的な速度規制とどのように違うのですか？

Ａ１　速度規制は個々の道路（路線）ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン30」では、区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に30キロの速度規制が適用されることとなります。

Q２　なぜ30キロ規制なのですか？

Ａ２　右のグラフのとおり、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

このため、生活道路を走行する自動車の速度を30キロ以下に抑制することとしたものです。

自動車の速度と歩行者の致死率

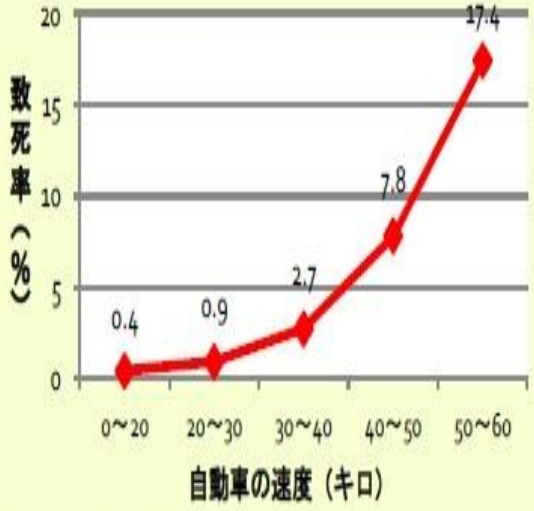

注１　平成17年から21年中に幅員5.5メートル未満の単路で発生した人対車両事故の分析による。
２　致死率とは、死傷者数に対する死者数の割合をいう。

Q３　「ゾーン30」を整備する区域はどのようにして決められるのですか？

Ａ３　交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域住民と協議・調整して決定する場合や、地域住民からの要望を踏まえて整備の必要性等を検討して決定する場合などが考えられます。
　なお、「ゾーン30」は、幹線道路等に囲まれている、生活道路が集まった市街地の区域に整備します。

Q４　「ゾーン30」の整備と通学路の安全対策はどのような関係にありますか？

Ａ４　生活道路が集まった区域に通学路が含まれている場合には、「ゾーン30」を整備することは通学路の安全対策上も有効であると考えられます。

Q５　「ゾーン30」はどれくらい整備されるのですか？

Ａ５　「ゾーン30」は、新たな生活道路対策として平成23年９月から取組を開始し、平成28年度末までに全国で約3,000箇所、福井県内で22箇所を整備することを目標としています。